

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名 : 株式会社ゴセケン

業者の住所 : 奈良県御所市室1193-1

2 指名停止の期間 : 令和4年12月14日～令和5年2月13日(3か月)

3 指名停止の措置対象地区 : 全地区

4 事実概要

当該事業者の前会長及び前社長は、奈良県御所市内の工事の受注を巡り、御所市議へ賄賂として現金計7,500万円を渡したとして、令和4年10月11日付で大阪地検特捜部に贈賄罪で在宅起訴された。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第3号ア(下記参照)に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1～2 省略	省略
(贈賄)	
3 次のア、イ又はウに掲げる者が他の公共機関の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	全地区を対象として3か月以上9か月以内
イ 一般役員等	発生地区を対象として2か月以上6か月以内 発生外地区を対象として1か月以上3か月以内
ウ 使用人	発生地区を対象として1か月以上3か月以内
4～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)